

# 経済産業省

平成22・07・07貿局第3号

輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請書に伴う添付書類等について（お知らせ）の一部を改正する通達を次のように制定する。

平成22年7月15日

経済産業省貿易経済協力局長 柴生田 敦夫

輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請書に伴う添付書類等について（お知らせ）の一部を改正する通達

輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請書に伴う添付書類等について（お知らせ）の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、平成22年8月1日から施行する。

輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請書に伴う添付書類等について（お知らせ）の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請書に伴う添付書類等について（お知らせ）  
（平成6年3月25日付け貿易局安全保障貿易管理課）

改 正 案	現 行
<p>（略） 記 1 添付書類 （1）（略） （2） （略） 輸出令別表第1の3の項（1）に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第三号イからホまでのいずれかに該当する貨物の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引であって、運用通達別表第1の別紙の（注3）の に定める「はの 地域」、 に定める「はの 地域」若しくはイランを仕向地又は提供地とする場合 輸出令別表第1の3の項（1）に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号若しくは第三号ヘからヤマまでのいずれかに掲げる貨物の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引であって、運用通達別表第1の別紙の（注3）の に定める「はの 地域」を仕向地又は提供地とする場合 輸出令別表第1の3の項（1）に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号イからハまで若しくは第三号ヘからタまでのいずれかに該当する貨物の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引であって、イランを仕向地又は提供地とする場合 輸出令別表第1の3の項（1）に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号ニからトまで若しくは第三号レからヤマまでのいずれかに該当する貨物の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引であって、運用通達別表第1の別紙の（注3）の に定める「はの 地域」及び に定</p>	<p>（略） 記 1 添付書類 （1）（略） （2） （略） 輸出令別表第1の3の項（1）に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号イ若しくはロ若しくは第三号イからホまでのいずれかに該当する貨物の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引であって、運用通達別表第1の別紙の（注3）の に定める「はの 地域」、 に定める「はの 地域」若しくはイランを仕向地又は提供地とする場合 輸出令別表第1の3の項（1）に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号ハからリまで若しくは第三号ヘからヤマまでのいずれかに掲げる貨物の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引であって、運用通達別表第1の別紙の（注3）の に定める「はの 地域」を仕向地又は提供地とする場合 輸出令別表第1の3の項（1）に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号ハからホまで若しくは第三号ヘからタまでのいずれかに該当する貨物の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引であって、イランを仕向地又は提供地とする場合 輸出令別表第1の3の項（1）に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号ヘからリまで若しくは第三号レからヤマまでのいずれかに該当する貨物の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引であって、運用通達別表第1の別紙の（注3）の に定める「はの 地域」及び に定</p>

める「はの 地域」以外の地域を仕向地又は提供地とする場合

輸出令別表第1の3の項(2)に該当する貨物の輸出若しくは当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引であって、運用通達別表第1の別紙の(注4)に定める「に地域」を仕向地又は提供地とする場合

(a)・(b) (略)

(c) 以上の書類を( (a) の )については、輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物の場合にあつては、aからeまで及びgの資料、輸出令別表第1の3の項(2)に掲げる貨物の場合にあつては、aからdまで及びfからhまでの資料)を1通作成してください。

ただし、(2)の 又は に該当する場合であつて、輸出される貨物の量が20キログラム以下(貨物等省令第2条第1項 第二号八に該当する貨物については1キログラム以下)の申請の場合には、(a)の のc、d及びg並びに の書類を添付する必要はありません(特に指示する場合はこの限りではない。 )。

(d)~(i) (略)  
(略)

(3)~(7) (略)

2 誓約書に係る手続き

(略)

める「はの 地域」以外の地域を仕向地又は提供地とする場合

輸出令別表第1の3の項(2)に該当する貨物の輸出若しくは当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引であつて、運用通達別表第1の別紙の(注4)に定める「に地域」を仕向地又は提供地とする場合

(a)・(b) (略)

(c) 以上の書類を( (a) の )については、輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物の場合にあつては、aからeまで及びgの資料、輸出令別表第1の3の項(2)に掲げる貨物の場合にあつては、aからdまで及びfからhまでの資料)を1通作成してください。

ただし、(2)の 又は に該当する場合であつて、輸出される貨物の量が20キログラム以下(貨物等省令第2条第1項 第二号ホに該当する貨物については1キログラム以下)の申請の場合には、(a)の のc、d及びg並びに の書類を添付する必要はありません(特に指示する場合はこの限りではない。 )。

(d)~(i) (略)  
(略)

(3)~(7) (略)

2 誓約書に係る手続き

(略)